

議案第3号

公益社団法人 広島県建築士会 定款（改正案）

《該当条文抜粋》

第5章 役員その他

（役員等）

第25条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 理事 20名以上 ~~33~~38名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名以上6名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

附 則

この定款は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月1日より施行する。

附 則

この定款は、令和6年6月15日より施行する。